

国外居住親族がいる場合や海外勤務者の赴任年・帰任年の年末調整留意点

本年も残り2か月を切り、12月は年末調整の時期となります。

国外に居住する親族（以下、「非居住者親族」という）がいる場合の扶養控除適用には給与所得者の扶養控除等申告書の他に親族関係や送金関係の書類の確認が必要とされており、令和4年と令和5年で確認すべき書類が異なりますので注意が必要です。

また、海外勤務者の出国年や帰国年における年末調整について留意すべきポイントも併せてご案内いたします。

ポイント

1. 非居住者親族の扶養控除適用には、「親族関係書類」と「送金関係書類」の確認が必要。
2. 令和5年分以降、非居住者親族で30歳以上70歳未満の者の扶養控除適用には、留学生は「留学ビザ等書類」が、留学生と障害者以外の者は「38万円送金書類」の確認が追加が必要。
3. 海外勤務者の出国年における年末調整は出国する日までにすることとされており、出国日までに支払われた給与等が対象。所得控除の適用の可否及び適用金額は出国日の現況（合計所得金額はその年12月末までの見積額）及び出国日までに支払われたものが対象。
4. 海外勤務者の帰国年における年末調整は一般の社員と同様の時期に行い、帰国の日以降支払われた給与等が対象。所得控除の適用の可否及び適用金額は、年末の現況及び帰国日以降に支払われたものが対象。
5. 海外勤務者が納税管理人の届出をして確定申告をしている場合には、扶養親族等はその年末の現況で判定。
6. 住宅ローン控除は、海外勤務者が家族同伴で出国する場合は出国年以降の適用は不可。
 単身赴任で出国し、家族は引き続き居住する場合には一定要件に該当すれば適用可。
 海外勤務前に住宅ローン控除の適用を受けていた海外勤務者が帰国した場合には、一定の要件及び手続きをすれば残存期間について適用可。

本文

1. 非居住者親族の扶養控除等の適用に関する注意点

年末調整や毎月の給与支給時の源泉徴収時の扶養控除の適用にあたっては、給与の支給を受ける者より扶養控除申告書を提出していただく必要がありますが、国外に居住する扶養親族がいる場合には、追加で以下資料の提出又は提示を受ける必要があります。

非居住者親族の区分		令和4年まで		令和5年以降	
		扶養控除等申告書提出時	年末調整時	扶養控除等申告書提出時	年末調整時
16歳以上30歳未満又は70歳以上		親族関係書類	送金関係書類	親族関係書類	送金関係書類
30歳以上70歳未満	①留学している者			親族関係書類＋ 留学ビザ等書類	送金関係書類
	②障害者			親族関係書類	送金関係書類
	③生活費等の送金を年38万円以上受けている者			親族関係書類	38万円送金書類
④①～③以外の者		扶養控除の対象外			

また、配偶者控除、配偶者特別控除又は障害者控除にかかる確認書類は以下の通りです。

所得控除	扶養控除等申告書提出時	年末調整時
配偶者控除、配偶者特別控除	親族関係書類	親族関係書類＋送金関係書類
障害者控除	親族関係書類	送金関係書類

(1) 令和4年までの確認書類

① 親族関係書類

次のいずれかの書類。(外国文書の場合日本語での翻訳文が必要)

- i) 戸籍の附票写し等日本国又は地方公共団体が発行した書類及び国外居住者親族のパスポート写し
- ii) 外国政府又は外国の地方公共団体が発行した書類(国外居住者親族の氏名、生年月日及び住所または居所の記載があるものに限る。例；戸籍謄本、出生証明書、婚姻証明書等)

【留意点】

- ✓ 上記書類は非居住者親族のパスポート写しを除き原本提出が必要。
- ✓ 親族の範囲は6親等内の血族、配偶者又は3親等内の姻族まで。
- ✓ 留学期間が短期間(1年を超えない)場合は、国外扶養親族には該当せず。
- ✓ 外国政府等が発行する書類の取得には、国により時間と手間を要する場合があるため、早めのアナウンスが必要。

② 送金関係書類

給与等の支払いを受ける者が、非居住者親族の生活費又は教育費に充てるために支払われたことを明らかにする書類として以下の書類。(外国文書の場合には日本語翻訳文必要)

- i) 非居住者である親族への金融機関発行の送金書類
- ii) 非居住者がクレジットカードで生活費又は教育費の支払いをしている場合、クレジットカード発行会社が発行したカード利用明細書類等。なお、当該クレジットカードは給与等の受給者が本会員、非居住者が家族会員となり、利用代金を給与等の受給者が支払うこととされているものに限る。

【留意点】

- ✓ 送金関係書類は非居住者親族各人別に必要であり、代表者に一括して支払われて場合には、当該代表者のみに対する送金関係書類となる。
- ✓ 現金渡しの場合には、送金関係書類がないものとされる。
- ✓ 数年分まとめて送金した場合の送金関係書類は、送金年のみの送金関係書類となる。(複数年分の送金関係書類としての利用は不可)
- ✓ 原則として送金関係書類はその年の全ての送金関係書類の提示又は提出が必要。ただし、年3回以上送金している場合には明細書を作成し、初回と最終回の送金関係書類を提出する方法も可能。(この場合でも他の送金関係書類は保存が必要)

(2) 令和5年以降の確認書類

上記(1)に掲げる確認書類に加え、非居住者親族の区分に応じ、留学ビザ等書類及び38万円送金書類の提示又は提出が必要。

① 留学ビザ等書類

外国政府又は外国の地方公共団体が発行した以下いずれかの書類とされています。(日本語翻訳文必要)

- i) 外国における査証(ビザ)に類する書類の写し
- ii) 在留カードに相当する書類の写し

② 38万円送金書類

送金関係書類のうち、給与等の受給者が非居住者親族各人へのその年における支払いの金額の合計額が38万円以上であることを明らかにする書類。

【留意点】

- ✓ 38万円送金書類集計時における為替換算の適用レートは、原則として送金日のTTMだが、日本円を外国通貨に両替して送金した場合の当該送金時の日本円支払額とすることも可能。
また、国外送金した金額の合計額について、その年最後の支払日におけるTTM又は実際に適用された為替レートにより一括して日本円換算することも可能。
- ✓ 送金関係書類と同様、当該書類も非居住者扶養親族各人別に必要。
- ✓ 送金時の銀行手数料は38万円以上を判定する際の金額に含めても良い。

2. 海外勤務者にかかる年末調整の留意点

(1) 海外へ赴任する者の年末調整

海外に1年以上の予定で転勤する者は、日本を出国した日の翌日から非居住者となり、出国の日までに居住者であった期間について年末調整を行います。

【留意点】

- ✓ 出国の日までに支払われた給与等が年末調整の対象となる。
- ✓ 社会保険料・生命保険料・地震保険料等の保険料控除や医療費控除は、出国する日までに支払われた保険料や医療費が対象となる。
なお、前納保険料については出国の日までに保険料支払期日が到来している保険料が対象となる。
- ✓ 扶養控除や配偶者控除は、生計一親族の判定は出国時の現況により、合計所得金額の判定は出国時の現況により見積もったその年1月1日から12月31日までの合計所得金額で判定。
- ✓ 基礎控除の控除額は、出国時のその年の合計所得金額（2,500万円以下）で判定。
- ✓ 所得金額調整控除額は、出国時のその年の給与収入額で判定。

(2) 海外勤務から帰任した者の年末調整

海外勤務から帰任により日本に入国をした者は、入国した日から居住者となり、入国日からその年12月31日までの期間について年末調整を行います。

【留意点】

- ✓ 入国の日以降支払われた給与等が年末調整の対象となる。
なお、入国の日以後海外で支払われた給与等は確定申告にて合算申告を行う必要あり。
- ✓ 社会保険料・生命保険料・地震保険料等の保険料控除や医療費控除は、入国日以降に支払われた保険料や医療費が対象となる。
なお、前納保険料については入国日以降に保険料支払期日が到来している保険料が対象となる。
- ✓ 扶養控除、配偶者控除や障害者控除などは他の一般社員の年末調整と同様の取扱い。

(3) 確定申告をする者の出国年の扶養控除の判定について

出国をした年の年末調整における扶養控除の対象となる者の判定は、出国の日の現況によることとされているが、非居住者期間に不動産所得等の国内所得を有し、納税管理人を設置し確定申告をする場合には、当該扶養控除の対象となる者の判定は年末時点の現況により判定とされるため、確定申告において出国後に増加した扶養親族にかかる扶養控除を受けることができます。

3. 海外転勤となった者の住宅ローン控除の適用について

会社が行う出国時の年末調整では、住宅ローン控除の適用はありません。

住宅ローンの継続適用に当たっては、海外勤務者自身で一定の手続きをする必要があります。

(1) 単身赴任者の場合

① H28年3月31日以前に住宅を取得した者

出国後、出国年以後は住宅ローン控除の適用はありません。

ただし、帰国後その家屋に居住する生計一親族とともに年末まで居住している場合には、一定の手続きを行うことで帰国後の再適用が可能です。

② H28年4月1日以後に住宅を取得した者

出国後、生計一親族がその家屋に年末まで継続して居住している場合には、継続適用可能。ただし、出国時の年末調整では適用されず、納税管理人を定め確定申告をする必要あり。

また、出国年の翌年以降確定申告での住宅ローン控除は可能だが、非居住者期間中の国内所得（不動産所得等）がない場合には、控除する税額がないことになる。

(2) 家族帯同赴任者の場合

出国年以降非居住者期間は適用不可。

帰国後以下の要件にすべて該当する場合には、帰国後残存控除期間について、住宅ローン控除の再適用が可能です。

① 出国年より前に住宅を取得した者

i) 勤務先からの海外勤務辞令等やむを得ない事由があること

ii) 居住しなくなる日までに、所轄税務署に「転任の命令等により居住しないこととなる旨の届出書」と税務署から交付を受けた未使用分の「年末調整のための住宅借入金等特別控除証明書件給与所得者の住宅借入金特別控除申告書」を提出していること。

iii) 帰国後再び居住した日の属する年以後、再適用をする最初の年分の確定申告書に、「住宅借入金等特別控除額の計算明細書」と「住宅取得資金に係る借入金残高証明書」を添付して所轄税務署に提出すること。

② 出国年と同じ年に住宅を取得し居住の用に供していた者

帰国後再び居住した日の属する年以後、適用をする最初の年分の確定申告書に、住宅借入金等特別控除等に係る添付書類の他、「住宅借入金等特別控除額の計算明細書」と「転任命令等によりその家屋に居住しなくなったことを明らかにする書類」を添付して所轄税務署に提出すること。

以上

2022年11月17日

中国大野木会計グループ 安達

日中双方の会計税務や中国拠点の進出・再編・撤退や運営等に関しご相談したい事項がございましたら、以下担当者まで遠慮なくご連絡ください。

□ 中国拠点連絡先

北京・天津大野木マイツ諮詢有限公司

北京事務所:電話+86-10-6590-9180

天津事務所:電話+86-22-2330-1118

担当:総経理 平出和弘 (HIRAIDE KAZUHIRO)

E-MAIL:hiraide@ohnogi-cpa.com

□ 日本拠点連絡先

大野木総合会計事務所

東京事務所:電話+81-3-5532-1677

担当:中国事業室 安達友信

(ADACHI TOMONOBU)

E-MAIL:adachi@ohnogi-cpa.co.jp